

生駒市規則第 1 号

生駒市中小企業特別小口融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市中小企業特別小口融資規則の一部を改正する規則

生駒市中小企業特別小口融資規則（平成 12 年 3 月生駒市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) この規則による融資の制度（以下「融資制度」という。）により融資を受けていないこと。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

第 2 条第 9 号を同条第 11 号とし、同条第 8 号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「この規則による融資の制度（以下「融資制度」という。）」を「個人にあっては当該個人が、法人にあっては当該法人の代表者が融資制度」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 法人にあっては、その代表者が連帯保証人になること。

(8) 融資を受けようとする者の事情により保証協会が必要と認める場合にあっては、保証協会が求める連帯保証人を有すること。

第 3 条中「前条第 6 号」を「前条第 7 号及び第 8 号」に改め、同条第 2 号及び第 3 号を削り、同条第 4 号中「よる」を「より」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 5 号を同条第 3 号とする。

第 5 条各号を次のように改める。

(1) 保証協会に信用保証の申込みをするに当たり必要となる書類

ア 信用保証委託申込書

イ 申請者の印鑑の証明書

ウ 第2条第8号の連帯保証人を有する場合にあっては、その者の印鑑の証明書

エ 個人にあっては、確定申告書の写し

オ 法人にあっては、登記事項証明書、定款及び決算書の写し

カ 許可、認可等を必要とする事業を営む者にあっては、その許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

キ 設備資金の融資を受けようとする場合にあっては、設備の見積書

ク その他信用保証の申込みをするに当たり保証協会が求める書類

(2) その他の書類

ア 納税証明書（個人にあっては前年度の全期分及び現年度の納期限到来分の市民税に係るもの、法人にあっては前々事業年度分及び前事業年度分の市民税に係るもの）

イ 申請者（法人にあっては、その代表者）の住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録原票記載事項証明書。以下同じ。）

ウ 第2条第8号の連帯保証人を有する場合にあっては、その者の住民票の写し

エ その他市長が必要と認める書類

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市中小企業特別小口融資規則の規定は、平成19年4月1日以後に申請される融資について適用し、同日前に申請された融資については、なお従前の例による。